

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が30%以上減少する見込みの方は、国保税の一部が減免となります。

【国保税が減免となる要件について】

主たる生計維持者について

1. 事業収入（営業、農業、不動産、山林または給与のいずれかの収入）が前年に比べて30%以上減少する見込みであること。 ※前年の収入に、保険金や補助金で補填された額は含みません。
2. 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
3. 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【申請に必要なもの】

- ・申請者の身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード等）
- ・令和4年中事業収入の見込額の根拠となるもの（給与明細、帳簿、預金通帳等）
- ・廃業、失業を証明する書類（該当する場合に限る）

※新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の場合は、事業収入の減少割合にかかわらず国保税が全額免除となります。

【お問い合わせ先】 藤里町役場 税務会計課 ☎79-2113 FAX79-3002

第26回

参議院議員通常選挙

投開票日

7月10日(日)

投票時間 午前7時～午後7時

第26回参議院議員通常選挙選挙についてお知らせいたします。
投票日当日に仕事や旅行などの予定がある方は、期日前投票をご活用ください。

◇期日前投票・不在者投票◇

令和4年6月23日(木)～7月9日(土) 午前8時30分～午後8時

◇場 所◇

藤里町総合開発センター1階 選挙管理委員会室

◆不在者投票とは

滞在地へ投票用紙等を送付し、最寄りの選挙管理委員会で投票できる制度です。藤里町選挙管理委員会へ請求してください。(投票用紙等の請求は、ご家族もお手続きできます。)

◆選挙権

- ①年 齢 平成16年7月10日以前に生まれた方（選挙期日に満18歳以上）
- ②住 所 令和4年3月22日から引き続いて藤里町に住所のある方

投票の際は、入場券を忘れずにお持ちください。6月22日頃までに郵送予定です。

【お問い合わせ先】 藤里町選挙管理委員会 ☎79-2111

